

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

会社の沿革

- ・1963年(昭和38年) 創業者波木一男が鬼怒川グランドホテル株式会社を設立、代表取締役に就任
- ・1966年(昭和41年) 会社設立から約3年間の準備期間を経て、現在地に木造2階建ての和風ホテルを開業
- ・1982年(昭和57年) 現在の本館A棟をオープン
- ・1985年(昭和60年) 本館B棟をオープン
- ・1991年(平成3年) 別館「静龍」をオープンし、現在の100室規模の鬼怒川を代表する大型ホテルのひとつとなる
- ・1994年(平成6年) 増資を実行し、資本金を20百万円とする
- ・1996年(平成8年) 創業者で代表取締役の波木一男が死去し、波木友子が代表取締役に就任
- ・2003年(平成15年) 別館「静龍」裏手に貸切露天風呂「かく恋慕」をオープン。

資本金・株式状況

(ア) 資本金(平成16年5月末現在)
20百万円

(イ) 総発行済株式数(平成16年5月末現在)
会社が発行する株式数 20,000株

(ウ) 株主の状況(平成16年5月末現在)

株主名	属性	持株数	持株比率
波木友子	代表取締役	15,200	76%
波木恵美	取締役(代表者の長女)	2,400	12%
波木真由美	取締役(代表者の次女)	2,400	12%
	合計	20,000	100%

本社・事業所

本社 栃木県塩谷郡藤原町大字大原 1021 番地
東京営業所 東京都台東区雷門2丁目18番6号 - 903

経営者

代表取締役社長	波木 友子
取締役	波木 恵美
取締役	波木 真由美

従業員の状況（平成 16 年 8 月末現在）

従業員数 65 名（正社員 47 名、パート 14 名、派遣 4 名）

企業グループ（関連会社）

なし

2 事業の概要

事業内容

温泉旅館事業

鬼怒川グランドホテル株式会社は、日光国立公園内・鬼怒川温泉において、100 室、収容人員数 469 名のキャパシティを有する和風温泉旅館を営んでいる。

3 財務内容

平成 16 年 5 月期

売上高：	1,265 百万円
営業利益：	117 百万円
経常利益：	6 百万円
当期純利益：	3 百万円
借入金総額：	4,329 百万円

4 主要債権者

足利銀行等

第 2 支援申込みに至った経緯

(1) 平成 3 年に新たに個人向けの館として別館「静龍」を建設・オープンし、100 室を有する鬼怒川温泉の代表的な大型ホテルのひとつとなる。しかし、バブル崩壊により法人団体旅行が減少し、エージェント送客による団体客をメインターゲットとしていたため、影響は大きく、平成 4 年をピークに売上は低迷した。マーケットが団体需要から個人需要へシフトしていく中、客室数の多さから個人客主体で部屋を埋めることは難しく、エージェント送客による団体客

依存からなかなか抜け出せずにいた。

- (2) 平成 12 年 6 月よりコンサルティング会社を使った本格的な経営改善に着手し、平成 15 年 12 月には集客の目玉として貸切露天風呂を新設した。しかしながら、過剰債務による金利負担が資金繰りを圧迫し、必要な設備投資を抑制したことによる設備の老朽化が進んでおり、過剰債務の解消と事業の変革がなされない限り再生は不可能であると判断されたことから、足利銀行と共に産業再生機構へ再生支援の申込みをするに至った。

第 3 事業計画等の概要

1 事業計画

事業の方針

個人客、特に女性客をターゲットとし、現在の強みである「料理」、「日本庭園」といった特徴を活かしつつ、これまで以上に女性が滞在中の時間を寛げる宿、つまり「女性のためのくつろぎの宿」をコンセプトとする。

施設の方針

本館 7F 以上に特別和洋室を設置し高単価を狙う。また、満足度の低い別館 2F 以上の設定単価を下げることで稼働率の向上を目指す。

組織運営体制

- ・ 新取締役会の構成は、外部招聘予定の代表取締役および非常勤取締役 2 名の計 3 名体制を予定。
- ・ 業務委託会社の指導のもと近代的な経営管理体制の確立、ガバナンス強化を目指す。

設備投資計画

客室の改装、食事処の増設、パブリック施設の改装などを予定。

2 企業再編（ストラクチャー）

対象事業者は、100%減資をしたのち、民間投資家及び産業再生機構より 2 億円の出資を受ける予定。

また、2.5 億円の転換社債を発行し、民間投資家及び産業再生機構が引き受ける予定。

産業活力再生特別措置法（産活法）の申請を行う予定。

3 金融支援の概要

関係金融機関に対し、総額約 34 億円の金融支援を要請する。

4 事業再生計画の予想計数

	平成 16 年 5 月期 (実績値)	平成 20 年 5 月期
売上高：	1,265 百万円	1,243 百万円
営業利益：	117 百万円	94 百万円

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本件事業再生計画の実施により、有形固定資産回転率が 5% 以上向上すると見込まれ、生産性向上基準を満たす。

2 財務健全化基準

本件事業再生計画の実施により、有利子負債のキャッシュフローに対する比率は 10 倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることが見込まれ、財務健全化基準を満たす。

3 清算価値との比較

本件事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値は、対象事業者を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

4 3 年以内のリファイナンス等の可能性

事業再生計画の実施により、対象事業者の財務状況は大幅に改善する見込であり、その後も安定したキャッシュフローの確保が見込まれるため、リファイナンスは十分に可能である。

5 過剰供給構造の解消との関係

本計画の遂行により、「供給能力」が増加する事業はないため、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針第 15 条に規定する「過剰供給構造の解消を妨げるもの」に該当しないものと判断する。

6 労働組合との協議の状況

対象事業者に労働組合はないため、今後直ちに従業員代表と話し合いの機会を持ち、本計画について労使間で協議する予定である。

第 5 経営者の責任

経営者の責任を明確にするため、現取締役は全員退任する。

第6 株主の責任

100%減資の上、全株式の無償償却を行う。

以 上